

## 食科協ニュースレター—第99号

10月号

## 目次

頁

**【[会員の声](#)】**

吉岡康

2

**【[食科協の活動状況](#)】**

1. 9・10月の主な活動

2. 今後の予定

関澤純

3

**【[行政情報](#)】**

1. 食品衛生法に基づく表示基準に関する内閣府令が施行

2. 生食用牛肉の表示の基準が公布、施行

3

森田邦雄

**【[消費者情報](#)】**

1. 消費者庁が支援 放射性物質による食品への影響に係るリスクコミュニケーション等の活動について

2. 消費者委員会 第二次消費者委員会の委員を任命

5

森田満樹

**【[学術・海外行政情報](#)】**

ヨーロッパの食品摂取量の検証プロジェクト：結論と提言

6

榎元徹也

**【[編集後記](#)】**

関澤純

7

平成23年10月21日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/>E-mail [8.shokkakyo@ccfhs.or.jp](mailto:8.shokkakyo@ccfhs.or.jp)

**【会員の声】**

ニュースレターに『会員の声』欄を新しく設けます。会員の皆様から食科協の活動へのご感想、ご希望、ご意見をお寄せください。今回早速お寄せいただいたご意見を掲載しました。ただし編集上の都合などで、投稿の意図や意味についてご確認する場合がありますのでご了解ください。

私はこの3月で食品衛生監視員を停年退職いたしました。

現役のときには食科協をご紹介いただき、貴会の主催によりますシンポジウムや、講習会で得られた知識や情報は翌日からの監視において現場把握や調査、またそのためのバックグラウンドとして大変有益でした。

私は現役を退きましたが、一会員として会のご発展のために協力させていただきたく（シンポジウムを）申し込みます。

なお、これはお願いですが、前々回のときのように満杯になった後に現役の方から参加の申し込みがあった場合には、私の分をお譲りします。その際には私の参加費は貴会への寄付ということにしてください。

現役のときには、平日の日中に職場を抜けるのには大変でした。だめと思っていたのが、なんとか都合がついたので、シンポジウムに申し込んだらいっぱいだったということが何度かありました。

今回も定員を超えてから現役の方から申し込みがありましたら、先着1名ですが、そのように処理していただきたくよろしく願いいたします。

今回は直前に申し込み大変ご迷惑をおかけいたしました。

その反省から、今回以降は締め切りの少し前に申し込むことにいたしました。

またまたお手数をおかけしますが上記よろしく願いいたします。

もちろん今回もすでに定員を超えている場合は私の参加費は寄付ということで処理してください。

なお、今私は現役のときの最後の課題だった「リスクコミ」について、元食品衛生監視員がいま消費者の立場でとらえなおし、この社会の中に浸透させるべく日々勉強しています。この分野ではバリバリの現役です。

吉岡 康

食科協主催者から一言：貴重なご意見をありがとうございます。できる限り多くの方にご参加いただけますように、今後会場設定を考えてゆきたく思います。

## 【食科協の活動状況】

### 1. 9, 10月の主な活動（先月報告以降）

- 9月8日 平成23年度第2回食の安全に関する勉強会「食品の表示を考える」（14:00～17:00。芝エクセレントビルKCDホール。参加者50名、詳細は先月号ニュースレターをご覧ください）
- 9月20日 平成23年度9月運営委員会：秋季講演会（11月1日）開催準備、江東区民祭（10月16日）参加準備、事務所模様替え、ニュースレター及びホームページの運営などについて討議）
- 9月27日 平成23年度9月常任理事会：上記事案につき検討した。
- 10月16日 江東区民まつりに出店（食の安全クイズを実演した。）
- 10月16日 運営委員会を開催。

### 2. 今後の予定

- 10月26日 常任理事会開催を予定
- 11月1日 平成23年度食の安全に関するシンポジウム「施行後5年を経過した残留農薬等のポジティブリスト制度の検証」開催予定（14:00～17:00。日本科学技術連盟本部1号館）

（関澤 純）

## 【行政情報】

### 1. 食品衛生法に基づく表示基準に関する内閣府令が施行された。

「食品衛生法」第19条第1項の規定に基づく食品及び添加物の表示の基準については、「食品衛生法施行規則」第21条及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」第7条で規定されていたが、平成23年8月31日、新たに、「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」及び「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令」が公布され、平成23年9月1日施行された。これに伴い、今後は同府令の規定に従い食品等の表示をしなければならないこととなった。

なお、「食品衛生法施行規則」第21条及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」第7条は、平成23年9月1日をもって削除された。

新府令の内容については、ほぼ従前の通りであるが、「食品衛生法施行規則」第21

条第1項において、表示すべき食品および添加物は別表第3により規定されていたが、「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」においては、第1条第1項で規定されており、条、項及び別表の変更が行われている。

## 2. 生食用牛肉の表示の基準が公布、施行された。

「食品衛生法」第11条第1項の規定に基づく、生食用牛肉の規格基準が平成23年9月12日公布され(9月号で紹介済み)同年10月1日施行されたことに関連し、同法第19条第1項に基づく生食用牛肉の表示基準について平成23年9月23日「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、同年10月1日施行された。その内容は次の通り

(1) 府令第1条第1項に、

「十一の二 牛の食肉(内臓を除く。)であって、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く。)」

が加えられた。

(2) 府令第1条第2項に、

「十九の二 牛の食肉(内臓を除く。)であって生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

イ 生食用である旨

ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第十一条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という。)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨」

が加えられた。

(3) 府令第1条第3項として、

「3 第一項第十一号の二に掲げる食品にあつては、次の各号に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。

一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

二 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨」

が加えられた。

(森田邦雄)

## 【消費者情報】

### 1. 消費者庁が支援

#### 放射性物質による食品への影響に係るリスクコミュニケーション等の活動について

消費者庁は10月11日、地域の消費者団体や地方自治体が、放射性物質による食品への影響に関する講演会・説明会等を開催する場合に、消費者庁が様々な支援を行うことを発表し、各自治体に通知しました。

通知の内容は、

- (1) 消費者団体が消費者庁と共催で「食品と放射能」をテーマとするシンポジウム、セミナー等を開催する場合は、会場費及び講師を務める専門家の旅費、謝金を消費者庁が負担する。
- (2) 消費者団体が単独で、あるいは地方自治体と共催で開催する学習会等にあたっては、講師を務める専門家を消費者庁が紹介する。
- (3) 参加者向けの説明資料として消費者庁の作成した冊子「食品と放射能 Q&A」を提供する。
- (4) 地方自治体が主催するシンポジウム・セミナー等でも、消費者庁は講師を務める専門家を紹介する。

詳細は消費者庁消費者安全課窓口 [http://www.caa.go.jp/safety/new\\_2011.html#10](http://www.caa.go.jp/safety/new_2011.html#10) まで。

### 2. 消費者委員会 第二次消費者委員会の委員を任命

内閣府の消費者委員会が2009年9月、消費者庁発足と同時に設置されて2年が経過し、2011年9月1日、消費者委員の第二次委員会として大学教授や弁護士、企業経営者ら有識者10人が発表された。発表名簿順に、早稲田大学政治経済学術院教授 稲継裕昭氏、上智大学法科大学院長 小幡純子氏、東京大学大学院法学政治学研究科教授 河上正二氏、ジャーナリスト 川戸恵子氏、実践女子大学生生活科学部教授 田島 眞氏、全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 夏目智子氏、日本女子大学家政学部教授 細川幸一氏、株式会社ニチレイ代表取締役社長 村井利彰氏、NPO 法人いわて生活サポートセンター・パーソナルサポート事業部長 吉田直美氏、弁護士の山口 廣氏、が任命された。

なお、消費者委員会は9月7日、第二次消費者委員会委員長に東京大学大学院法学政治学研究科教授の河上正二氏を選出した。河上正二委員長の略歴は、75年金沢大学法文学部卒。82年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。千葉大学法経学部助手、東北大学法学部助教授、東北大学法学部教授、東北大学大学院法学研究科教授

を経て、08年より現職。国民生活審議会委員、仙台市消費生活審議会会長、第21次東京都消費生活対策審議会委員を歴任。専門は民法、消費者法。

(森田満樹)

## 【[学術・海外行政情報](#)】

### ヨーロッパの食品摂取量の検証プロジェクト：結論と提言

The European Food Consumption Validation Project: conclusions and recommendations.

Eur J Clin Nutr. 2011 Jul;65 Suppl 1:S102-7, doi:10.1038/ejcn.2011.94

de Boer EJ, Slimani N, van 't Veer P, Boeing H, Feinberg M, Leclercq C, Trolle E, Amiano P, Andersen LF, Freisling H, Geelen A, Harttig U, Huybrechts I, Kaic-Rak A, Lafay L, Lillegaard IT, Ruprich J, de Vries JH, Ocké MC; EFCOVAL Consortium.

Source : National Institute for Public Health and the Environment (RIVM), Bilthoven, The Netherlands.

<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/21731001>

ヨーロッパの食品摂取量の検証(EFCOVAL)プロジェクトの主な結果と結論の概略。  
主題・方法 : EFCOVAL プロジェクトはEUの11ヶ国の研究者によりEU第6次フレームワークプログラムの下で実施された。

この活動は以下の事項に焦点を当てている。

EPIC ソフト (ヨーロッパのがんと栄養に関する予測調査 (EPIC) 研究において、24時間の食品摂取記録の回収(24-HDRs)を実施するために開発されたソフトウェア)の更なる発展と、EPIC ソフトを用いた非連続の2日の24-HDRs方法の検証。若い年齢層に最も適切な食品摂取評価方法の調査、及び幾つかの潜在的に有害な化学物質の暴露評価に対するソフトウェア適用の拡大。

短期の食品摂取量の情報から通常食品摂取量分布を推定し、通常食品摂取量分布における量的不確かさに対する手順を開発する統計的手法、方法の改善。

結果 : 既存のEPIC-ソフトウェアアプリケーションをWindows環境で再プログラミングし、60以上の新しい仕様をソフトウェアに取り入れた。検証の結果、2つの非連続24-HDRs法はヨーロッパの成人のタンパク質とカリウムの通常食品摂取量分布を推定するのに適していることが明らかになった。食品摂取傾向調査アンケート(摂取食品の記録表)との組合せで、非連続の2日の24-HDRs法もまたヨーロッパの5拠点で、魚、果物、野菜の摂取量に応じて比較しランク付けをするのに適しているようである。

(若い)子供の食品摂取量は、24-HDRsのEPICソフトと摂取食品の記録表との組合せで評価することができる。食品を記述する標準化したEPICソフトは特定の香料のような潜在的に有害な化学物質に対する食品の暴露を推定するのに役立つ。開発された複数ソースの方法を用い、繰返しの非連続の24-HDRs法のデータは食品摂取傾向調査データと組合せて、個々の通常の摂取量を推定することで通常の摂取量の人口分布を推定することに利用できる。

結論：研究結果は、食品摂取傾向調査アンケートと通常摂取のモデルを組合せた標準化したEPICソフトを用いた繰返しの24-HDRs法が、全ヨーロッパの栄養の適切さと、成人及びおそらく7歳以上の子供の食品の安全性の調査に適切な方法であると結論づける十分な証拠を提供した。他のヨーロッパ諸国でこの手法を容易に利用するための次のステップは、メンテナンスと更新、サンプリング計画、国内調査プログラム、個別の能力開発とトレーニング、食品成分とデータベースとのリンクの実行プランの詳細を用意し標準化することである。

(翻訳者注)

EPIC (European Prospective Investigation into Cancer and Nutrition) プロジェクト:  
EU 10ヶ国 52万人を対象にした食と健康の大規模な研究。食事、栄養状態、生活習慣や環境因子と癌などの慢性疾患の発生率との関係を調査するために企画された。

(榎元徹也)

### 編集後記

本年5月号以来、ニュースレターの編集を93号まで続けてくださった伊藤蓮太郎前専務理事(事務局長)から、三原翠常任理事に編集担当を引き継いで発行を継続してきました。

今回事情により北村忠夫常任理事と食科協事務局に編集と発行のお世話をさせていただくことになりました。あわせて編集後記を今回で最終回とすることになりました。

伊藤前専務理事と三原常任理事のご尽力にあらためて感謝します。

またニュースレターを会員相互の情報と意見交流の場としてさらに活性化するため、「会員の声欄」の新設などを試みようとしています。不慣れなところもあるかと思いますが、会員の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

食科協理事長 関澤 純

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。